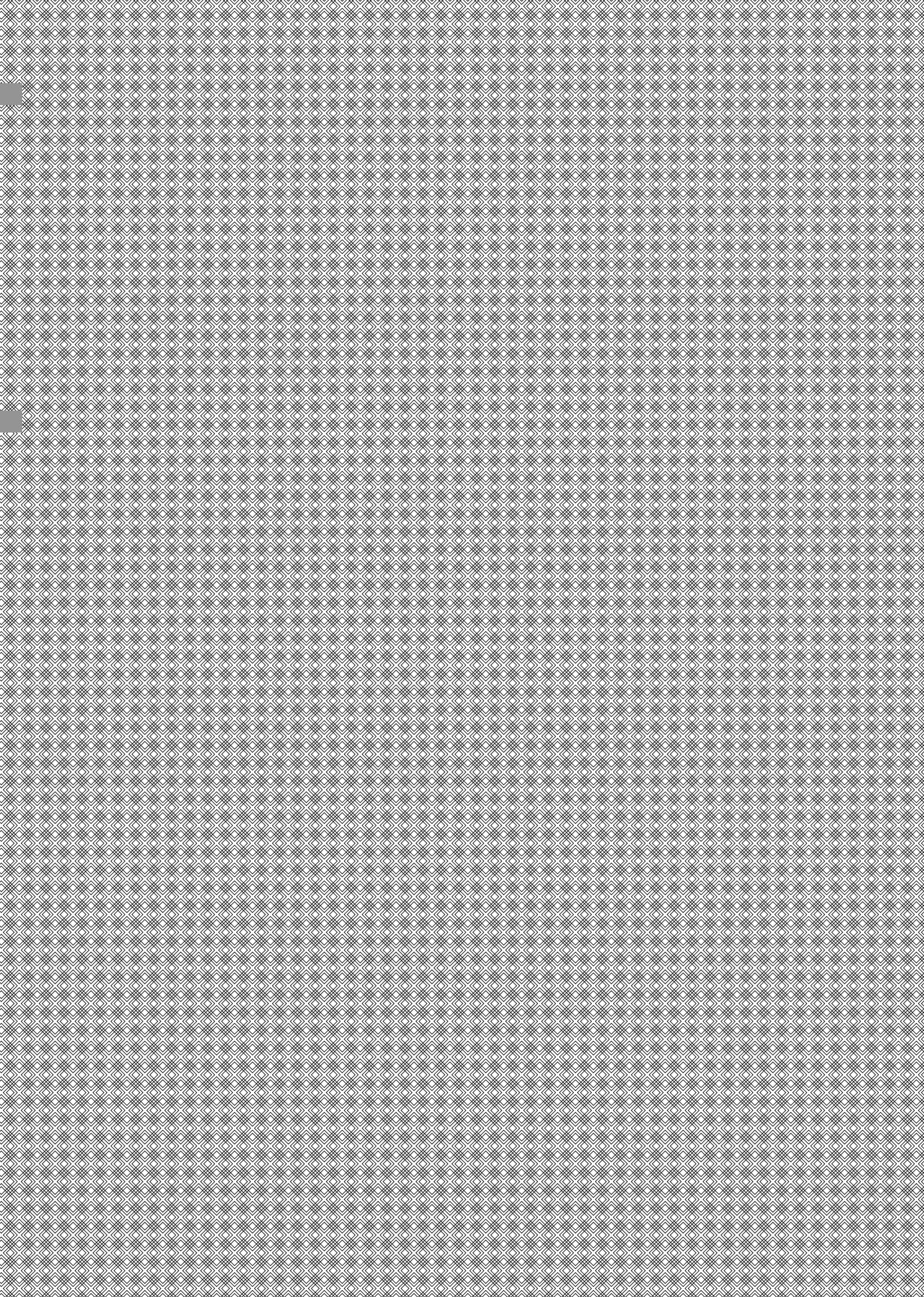


Z—74—B

財務諸表論 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用、第二問用及び第三問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和6年4月5日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「B 1～B 15」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 25 点 —

問 1 (9 点)

次の文章は、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下「討議資料」という。)第 2 章本文第 2 項を引用したものである。これに基づき以下の(1)~(3)の間に答えなさい。

本文

2. 意思決定有用性は、意思決定目的に関連する情報であること(意思決定との関連性)と、一定の水準で できる情報であること(性)の 2 つの下位の特性に①より支えられている。さらに、内的整合性と②比較可能性が、それら 3 者の階層を基礎から支えると同時に、必要条件ないし閾限界として機能する。

- (1) 下線①について、空欄 に当てはまる適切な語句を漢字 2 字で答えなさい。
- (2) 下線①を支える下位概念を【選択肢 A】の中から 3 つ選び、記号(い~ち)で答えなさい。

【選択肢 A】

い 適時性	ろ 一般的な制約としてのコスト
は 検証可能性	に 表現の忠実性
ほ 情報ニーズの充足	へ 中立性
と 情報価値の存在	ち 目的適合性

- (3) 下線②について、企業の将来キャッシュフローが投資家の意思決定の観点から同じとみられる場合には同一の会計処理を、それが異なる場合には異なる会計処理がなされていなければならない、という考え方があるが、④その考え方を表す語句として最も適切なものを【選択肢 B】の中から 1 つ選び、記号(ア~オ)で答えなさい。また、⑤その考え方が重視される理由を、比較可能性の観点から説明しなさい。⑥の解答に際しては、会計基準の国際的調和以外の観点に立った説明をすること。

【選択肢 B】

ア 取引の外形的形式と一般属性の相違
イ 同一の会計方法の継続的適用
ウ 企業価値の推定
エ 実質優先
オ 裁量的判断

問2 (16点)

次の文章は「棚卸資産の評価に関する会計基準」(以下「棚卸資産会計基準」という。)を引用したものである。これに基づき以下の(1)~(6)の間に答えなさい。

- 6-2. 棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、(略)選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。
7. 通常の販売目的(販売するための製造目的を含む。)で保有する棚卸資産は、取得原価をもって とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって とする。(略)
9. から外れた滞留又は処分見込等の棚卸資産について、合理的に算定された価額によることが困難な場合には、正味売却価額まで切り下げの方法に代えて、その状況に応じ、次のような方法により収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理する。
- (1) 帳簿価額を処分見込価額(略)まで切り下げの方法
- (2) 一定の回転期間を超える場合、定期的に帳簿価額を切り下げの方法
10. 製造業における原材料等のように再調達原価の方が把握しやすく、 には、継続して適用することを条件として、再調達原価(略)によることができる。
15. ① トレーディング目的で保有する棚卸資産については、② 時価をもって とし、帳簿価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理する。

- (1) 空欄 に当てはまる語句として適切なものを以下の【選択肢A】から1つ選び、記号(ア~カ)で答えなさい。

【選択肢A】

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| ア 入手可能な測定値 | イ 売価 | ウ 原価配分額 |
| エ 実際原価 | オ 保有損益相当額 | カ 貸借対照表価額 |

- (2) 空欄 に当てはまる語句として適切なものを以下の【選択肢B】から1つ選び、記号(ア~カ)で答えなさい。

【選択肢B】

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| ア 当該会計期間 | イ 生産の過程 | ウ 通常の販売目的 |
| エ 当初認識 | オ 営業循環過程 | カ 顧客との契約 |

- (3) 空欄 に当てはまる文章として適切なものを以下の【選択肢 C】から 1 つ選び、記号(ア～オ)で答えなさい。

【選択肢 C】

- | |
|-----------------------------------|
| ア 費用収益の対応が明らかな場合 |
| イ 過去に遡って適用前の評価方法を参照できる場合 |
| ウ 正味売却価額が当該再調達原価に歩調を合わせて動く想定される場合 |
| エ 適用初年度である場合 |
| オ 顧客がその棚卸資産を自由に利用できる場合 |

- (4) A. 「棚卸資産会計基準」における取得原価主義を説明した上で、B. 正味売却価額や再調達原価による低価評価が取得原価主義の枠内にあるかどうかを、その理由とともに答えなさい。

- (5) 下線①と同様の処理を行う金融資産の主要な項目を、漢字で答えなさい。

- (6) 下線②について、「棚卸資産会計基準」は第 4 項において、本会計基準第 15 項でいうトレーディング目的で保有する棚卸資産の「時価」の定義は企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」第 5 項に従うとされている。それでは、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」に関する次の説明のうち適切でないものを 1 つ選び、記号(ア～オ)で答えなさい。

- ア 同一の資産又は負債の価格が観察できない場合に用いる評価技法には、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にする。
- イ 負債の時価の算定にあたっては、負債の不履行リスクの影響を反映する。
- ウ 資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下していると判断した場合、取引価格又は相場価格が時価を表しているかどうかについて評価する。
- エ 時価の算定にあたっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いる。例えば、マーケット・アプローチやインカム・アプローチがある。
- オ 時価は、直接観察可能であるかどうかにかかわらず、算定日における市場参加者間の秩序ある取引が行われると想定した場合の入口価格である。

問 1 (16 点)

次の【設例】に基づき、社債の会計処理に関する以下の(1)～(4)の間に答えなさい。

【設例】

- ・ 当社(決算日は毎年 3 月 31 日)は、X1 期 4 月 1 日に額面金額 2,000,000 円(クーポン利率：年 3 %、利払日：年 1 回 3 月 31 日)の利付債(償還期日：X3 期 3 月 31 日)を @ 94.55 円で発行した。
- ・ 社債の発行価額と社債金額との差額(以下「社債の発行差額」という。)については、発行時に社債発行差金として処理した。
- ・ 繰上償還等、随時償還は一切行わず、X3 期 3 月 31 日に全額満期償還を行う。
- ・ 当社は当該社債以外の社債を発行していない。

- (1) 社債の発行差額については、それを㉑前払利息の性格を有するとの考え方(前払利息説)と㉒後払利息の性格を有するとの考え方(後払利息説)とがある。それでは、㉑及び㉒の考え方における社債発行時の債務額に言及した上で、それぞれの考え方を説明しなさい。
- (2) 社債の発行差額について、㉓前払利息説に立った場合と、㉔後払利息説に立った場合に、借方項目としての社債発行差金の性格を、それぞれ説明しなさい。
- (3) 前払利息説に立った場合、【設例】の社債に関して X2 期 3 月 31 日の貸借対照表に計上される社債発行差金の金額を答えなさい。なお、解答金額で円未満の端数が生じる場合は、計算の最終段階で円未満を四捨五入すること。
- (4) 後払利息説に立った場合、【設例】の社債に関して X2 期 3 月 31 日の貸借対照表に計上される社債発行差金の金額(利息法により償却、実効利子率：5 %、端数は償還期の計算で調整)を答えなさい。なお、解答金額で円未満の端数が生じる場合は、計算の最終段階で円未満を四捨五入すること。

問2(9点)

のれんに関する以下の(1)~(3)の間に答えなさい。

- (1) 以下の文章は、のれんに関する記述である。空欄 及び に入る最も適切な用語を、【選択肢】の中から選び、番号で答えなさい。なお、()に当てはまる用語については、各自で推定しなさい。

のれんとは、平均的企業の収益力を上回る収益力(超過収益力)の存在を表す項目である。超過収益力自体は企業努力によって創造されるものではあるが、自らが努力して創造した超過収益力、すなわち のれんは、会計上、測定の困難性や企業が自己の価値を評価することが財務報告の目的と相容れないことを理由に資産として計上されない。他方、他企業が創造したものを、当該企業の全部または一部を買収あるいは合併することにより取得した超過収益力、すなわち()のれんは資産として計上される。これは、買収や合併によって受け入れた を上回る対価が超過収益力の対価と考えられるからである。

【選択肢】

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| ① 買入 | ② 純資産額 | ③ 自己創設 | ④ 資本金額 |
| ⑤ 剰余金額 | ⑥ 営業権 | ⑦ 積極 | ⑧ 消極 |

- (2) のれんの償却について、これを不要とする説と必要とする説とが理論上対立している。我が国では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(以下「企業結合基準」という。)にもみられるように、償却を必要とする説が採用されているが、その採用理由を答えなさい。
- (3) 負ののれんについて、その金額に重要性があり、かつ、取得企業が全ての識別可能資産及び負債を把握し、また、それらに対する取得原価の配分も適切に行っていた場合、「企業結合基準」は、国際的な会計基準の考え方をしんしゃくした結果、取得原価が受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る金額を発生した事業年度の利益として処理することを求めている。それでは、この処理は、「企業結合基準」が国際的な会計基準のどのような考え方を受け入れたものであるか(すなわち、利益処理の根拠は何か)答えなさい。

〔第三問〕 — 50 点—

MTE株式会社(以下「当社」という。)は、本社と複数の営業所を有して自動車の販売とメンテナンスサービスの提供を事業として営んでいる。これらを前提として、当社の【資料1】～【資料3】に基づき、次の問に答えなさい。

問 当社の第52期(自X5年4月1日 至X6年3月31日)における貸借対照表、損益計算書及び販売費及び一般管理費の明細並びに「税効果会計に関する注記」を会社法及び会社計算規則に準拠して作成しなさい。

解答上の留意事項

- イ 【資料1】の決算整理前残高試算表(以下「残高試算表」という。)及び【資料2】の販売費及び一般管理費の明細は、【資料3】に記載されている事項を除き、決算整理手続が完了しているものとする。
- ロ 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式による。なお、特に指示のない限り、消費税等について考慮する必要はない。
- ハ 税効果会計は、特に指示のない項目については適用しない。また、その適用に際しての法定実効税率は、前期及び当期ともに30%とする。将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は、原則、あるものとし、回収可能性のないものは【資料3】の指示に従うものとする。
- ニ 会計処理及び表示方法については、特に指示のない限り原則的方法によることとし、金額の重要性は考慮しない。
- ホ 解答金額については、問題文の残高試算表における金額欄の数値のように3桁ごとにカンマで区切ること。また、解答金額がマイナスとなる場合には金額の前に「△」印を付すこと。この方法によっていない場合には正解としない。
- ヘ 計算の過程で生じた千円未満の端数は、計算の都度、切り捨てること。ただし、月割計算の際、経過月数を乗じてから、12ヶ月で割るものとする。
- ト 期間配分は、全て月割計算とする。また、1ヶ月未満の端数は切り上げて1ヶ月として計算すること。

【資料1】 当社の決算整理前残高試算表

決算整理前残高試算表

X6年3月31日現在

(単位：千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金	2,470	買掛金	966,903
当座預金	683,428	借入金	5,928,781
普通預金	378,035	未払金	270,154
定期預金	550,000	未払費用	260,962
受取手形	34,780	前受金	493,782
売掛金	311,500	預り金	425,930
有価証券	154,600	仮受金	360
繰越商品	462,503	仮受消費税等	649,477
繰越材料	43,260	賞与引当金	62,500
貯蔵品	937	退職給付引当金	110,900
前払費用	179,389	資産除去債務	39,323
仮払金	58,323	貸倒引当金	5,740
仮払消費税等	607,387	建物減価償却累計額	500,011
建物	1,803,240	構築物減価償却累計額	21,108
構築物	78,476	機械装置減価償却累計額	13,259
機械装置	22,981	車両運搬具減価償却累計額	260,962
車両運搬具	331,607	工具器具備品減価償却累計額	24,000
工具器具備品	61,112	資本金	500,000
土地	5,877,991	資本準備金	70,200
建設仮勘定	309,000	利益準備金	54,500
ソフトウェア	24,272	別途積立金	210,000
繰延税金資産	82,272	繰越利益剰余金	415,004
評価差額金	9,436	売上	6,398,190
商品仕入	3,811,180	受取手数料	1,021
材料仕入	219,658	受取利息及び配当金	4,830
メンテナンス原価	437,252	雑収入	1,720
販売費及び一般管理費	1,018,288	固定資産売却益	20,480
支払利息	35,600		
雑損失	17,150		
固定資産除却損	3,420		
法人税等	100,550		
合計	17,710,097	合計	17,710,097

【資料2】 【資料1】の販売費及び一般管理費の内訳

(単位：千円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
役員報酬	197,043	減価償却費	188,045
給与手当	370,567	ソフトウェア償却費	6,951
賞与	123,456	支払保険料	2,376
退職手当	3,140	修繕費	5,222
法定福利費	89,838	租税公課	749
販売促進費	21,378	利息費用	325
賃借料	4,537	雑費	905
消耗品費	3,756	合計	1,018,288

【資料3】 決算整理の未済事項及び参考資料

1 現金及び預金に関する事項

- (1) 本社の金庫内には、紙幣及び硬貨 420 千円、他人振出の当座小切手 260 千円、自己振出の未渡小切手 3,900 千円、収入印紙 20 千円(5(2)貯蔵品の収入印紙に含まれる。)、通帳 4 冊が保管されていた。
- (2) 残高試算表の現金勘定には、本社の金庫内の紙幣及び硬貨以外に各営業所の紙幣及び硬貨の帳簿残高が含まれている。なお、各営業所の紙幣及び硬貨の当期末実際有高は 2,040 千円である。帳簿残高と実際有高に差異がある場合は、雑収入又は雑損失として処理する。
- (3) 当社は B 銀行に当座預金口座を開設している。B 銀行の当座預金口座について銀行残高証明書の金額は 693,843 千円であり、当社の帳簿残高との間に差額があった。
- (4) 他人振出の当座小切手 260 千円は、メンテナンスサービスに係る売掛金の回収として受け取ったものであり、未処理である。振出日は X6 年 4 月 10 日である。
- (5) 自己振出の未渡小切手のうち 2,340 千円は、メンテナンスサービスの業務委託をしている外注先に対する買掛金の支払いのために振り出したものであり、振出時に当座預金を減少させている。
- (6) 当社がサービス工場建屋の修繕代金として振り出した当座小切手 6,515 千円が未取付けであった。
- (7) 本社で使用する備品の購入代金として振り出した当座小切手 1,560 千円が支払先に未渡してあった。
- (8) 収入印紙は、購入時に租税公課として処理している。
- (9) 通帳は、A 銀行及び B 銀行について、普通預金口座の通帳 1 冊ずつと定期預金口座の通帳 1 冊ずつである。普通預金については適切に処理されている。定期預金については、次の全てを残高試算表の定期預金勘定に含めて処理しており、経過利息については未処理である。

銀行名	金額	預入日	満期日	利率	利払日
A 銀行	200,000 千円	X4 年 7 月 1 日	X6 年 6 月 30 日	年 1%	6 月末
B 銀行	350,000 千円	X5 年 10 月 1 日	X7 年 9 月 30 日	年 2%	9 月末

2 受取手形及び売掛金に関する事項

- (1) 残高試算表の売掛金勘定には次のドル建売掛金が含まれている。

売上計上日	外貨額	入金予定日
X5年12月23日	52千ドル	X6年5月31日

当該ドル建売掛金の為替リスクを回避するため、X6年2月1日に予約レート130円/ドルの為替予約を行ったが、未処理であった。この為替予約の処理については振当処理を行い、直先差額は月割により期間配分する。なお、直物為替相場は次のとおりであった。

日付	直物為替相場
X5年12月23日	140円/ドル
X6年2月1日	137円/ドル
X6年3月31日	131円/ドル
X6年5月31日	128円/ドル

- (2) 得意先C社は、前期より経営難に陥っていたが、当期に会社更生法に基づく更生手続開始の申立てを行った。当期にC社との取引停止をしており、また、当期中の入金もない。C社に対する営業債権の期末残高は、受取手形3,720千円及び売掛金1,840千円であり、回収の見込みはない。C社からは営業保証金1,000千円を預かっている。残高試算表の貸倒引当金勘定の前期末残高のうち、C社に係る額2,280千円が含まれている。
- (3) 得意先D社に対する売掛金は、当期に入ってから回収が遅延したため、D社との取引を停止するとともに、その全額を手形で回収した。しかし、当該手形については、その後、支払期日が再三延期されており、回収について重大な問題が生じる可能性が高いと判断された。D社に対する受取手形の期末残高は4,200千円(X6年9月30日)である。なお、D社から1,300千円の定期預金証書を担保として受け入れている。

3 貸倒引当金に関する事項

- (1) 営業債権(受取手形及び売掛金に限る。)を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分し、それぞれの期末残高に対して貸倒引当金を次のように設定する。なお、繰入れは差額補充法によることとし、破産更生債権等に対する貸倒引当金繰入額は特別損失に計上する。貸倒懸念債権から破産更生債権等となった債権に対する貸倒引当金繰入額は、増額分のみを当期計上額とする。
- ① 一般債権に対しては、過去の貸倒実績率に基づき受取手形及び売掛金の期末残高の1%を貸倒引当金として計上する。
 - ② 貸倒懸念債権に対しては、営業債権の金額から担保等処分見込額を控除した後の残額の50%を貸倒引当金として計上する。
 - ③ 破産更生債権等に対しては、営業債権の金額から担保等処分見込額を控除した後の残額を貸倒引当金として計上する。
- (2) 税務上、貸倒引当金繰入額は損金として認められないため、税効果会計を適用する。

4 有価証券に関する事項

(1) 残高試算表の有価証券勘定の内訳は、次のとおりである。

銘柄	数量	取得原価	当期末1株 当たり時価	当期末1株当たり 純資産価額	備考
E社株式	100株	1,500千円	32,700円	28,900円	下記(4)①参照
F社株式	400株	37,400千円	25,200円	19,800円	下記(4)①参照
G社株式	800株	56,000千円	—	26,880円	下記(4)②参照
H社株式	200株	20,000千円	—	102,600円	下記(4)③参照
I社社債	500口	49,250千円	—	—	下記(4)④参照
自己株式	98株	(各自推定)	—	—	下記(5)参照

(2) 「その他有価証券」の評価は、時価のあるものは時価法(評価差額は全部純資産直入法で処理し、税効果会計を適用する。)、時価のないものは原価法によっている。

時価があるものについて時価が取得原価の50%以上下落した場合には時価が取得原価まで回復する見込みがないものとして減損処理を行うが、前期末までに期末現在所有する有価証券で減損処理しているものはない。なお、減損処理は、税務上も全額が損金の額として認められるものとする。また、時価のないものについて実質価額が取得原価の50%以上下落した場合には減損処理を行い、当該減損処理額は税務上損金と認められないものとし、税効果会計を適用する。当該減損処理額に係る繰延税金資産は将来減算一時差異のスケジューリングが不能なため、繰延税金資産の回収可能性がないものとする。

(3) 残高試算表の評価差額金勘定は、「その他有価証券」の前期末残高に係るものである。

(4) 上記の有価証券の内容は次のとおりである。

- ① E社株式及びF社株式は上場株式であり、長期投資目的で保有している。当社はE社及びF社それぞれの議決権の2%、8%を所有している。
- ② G社株式は非上場株式であり、影響力を行使する目的で保有している。当社はG社の議決権の45%を所有している。
- ③ H社株式は非上場株式であり、支配力を行使する目的で保有している。当社はH社の議決権の80%を所有している。
- ④ I社社債は、満期保有の目的でX5年8月1日に取得しており、満期はX10年7月31日、取得原価と債券金額50,000千円との差額は金利の調整と認められる。償却原価法の適用に関しては定額法によることとし、決算整理の際に受取利息及び配当金勘定に加減して処理するが、未処理である。クーポン利率は年1.5%であり、利払日は1月末及び7月末である。

(5) 残高試算表の有価証券勘定に含まれる自己株式は、前期末残高と当期に取得したものに関する支出額の合計である。X5年8月16日に自己株式10株を450千円で取得しており、自己株式の対価以外にその取得に際して支出した手数料10千円を含めて有価証券勘定に計上している。

また、X5年12月23日に、自己株式8株を360千円で処分しており、払込額を仮受けとし、仮受金勘定で処理している。自己株式の処分時の払出単価の評価方法は移動平均法によっている。前頁表の自己株式数は当該処分を未考慮である。

5 棚卸資産に関する事項

- (1) 商品及び材料の評価基準には原価法を採用しており、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法によって算定している。また、払出単価の評価方法は、商品及び材料全てについて同一の方法によっている。なお、残高試算表の繰越商品勘定及び繰越材料勘定の金額は、前期末残高であり、前期末において収益性の低下による簿価切下げは行っていない。
- (2) 商品、材料及び貯蔵品の棚卸高は、次のとおりである。

科目	帳簿棚卸高	実地棚卸高	差額	備考
商品	376,123 千円	374,823 千円	1,300 千円	差額は、盗難によるものであり、雑損失として処理する。また、実地棚卸高のうち5,430千円(3台)について、収益性が低下していることが判明した。これら商品の売却価額は1,700千円/台であり、見積販売直接経費は20千円/台であった。この収益性の低下は正常なものと認められる。税務上、商品評価損は損金の額として認められないものとし、税効果会計を適用する。
材料	52,617 千円	52,420 千円	197 千円	差額は、メンテナンスサービスに利用する油脂の棚卸差異であり、この差異は正常なものと認められるため、売上原価として処理する。
貯蔵品	-	1,014 千円	-	実地棚卸高の内訳は、販売促進のために顧客に配布する他社発行の商品券904千円及び収入印紙110千円(本社金庫内にあるものを含む。)である。

- (3) 材料の購入先であるJ社から年間仕入量が一定量を超えたため、報奨金1,021千円を受け取っており、受取手数料として処理している。この受取手数料は、材料の購入先から受け取ったものであり、顧客からの収入とは異なるため、売上原価から控除する。
- (4) 残高試算表の貯蔵品勘定の金額は、前期末残高であり、貯蔵品棚卸高の残高内訳は、販売促進のために顧客に配布する他社発行の商品券816千円及び収入印紙121千円であった。

6 有形固定資産に関する事項

- (1) 有形固定資産に関する減価償却費やリース取引の計算などは、次に記載されている事項を除き、適正に処理している。なお、前期までの処理は、全て適正になされている。
- (2) 当社は、X5年12月20日に新たに令和営業所をオープンした。同日より令和営業所にある資産を事業の用に供している。X4年8月26日に土地500,000千円を取得し、令和営業所の建築を開始している。令和営業所の建築に当たっては、建築会社にX4年10月に10,000千円、X4年12月に90,000千円、X5年6月に90,000千円、X5年10月に110,000千円支払っており、建設仮勘定として計上している。また、店舗運営に当たり必要な物品9,000千円も購入している。令和営業所の建築に関する建設仮勘定精算資料に基づき、本勘定への振替処理を行う。なお、建物附属設備は、貸借対照表上、「建物」に含めて表示する。

建設仮勘定精算資料は次のとおりである。

区 分	取得原価	耐用年数	償却方法
建物	195,000千円	39年	定額法
建物附属設備	105,000千円	15年	定額法
構築物	5,000千円	20年	定額法
工具器具備品	4,000千円	15年	定率法
合 計	309,000千円		

- (3) 令和営業所では、メンテナンスサービスを提供するため、X5年12月20日に機械装置のリース契約を締結しており、同日より事業の用に供している。当該リース取引の契約内容等は次のとおりである。
- ① 解約不能のリース期間：7年
 - ② リース物件の経済的耐用年数：8年
 - ③ 契約上、所有権移転条項及び割安購入選択権はなく、また、リース物件は、特別仕様ではない。
 - ④ リース料は月額72千円(総額6,048千円)である。リース料の支払いは、X5年12月31日を第1回とする毎月末払いであり、支払済みのリース料は賃借料勘定として処理している。
 - ⑤ リース料総額の現在価値は5,565千円である。
 - ⑥ 当社におけるリース物件の見積現金購入価額は5,900千円である。
 - ⑦ リース資産及びリース債務の計上額は、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によって算定することとし、当該利息相当額についてはリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法による。当該利息相当額は、まず各期に配分された金額に基づき、各月のリース料支払の仕訳に割り当てる。
 - ⑧ 減価償却はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による。リース資産は、貸借対照表上、有形固定資産の区分に一括して「リース資産」として表示する。

- (4) 令和営業所のオープンに当たり、X5年12月末に近隣の平成営業所を閉鎖している。平成営業所の建物は賃借しており、賃貸借契約には、賃借人が設置した設備等を撤去する原状回復義務が記載されていた。残高試算表の資産除去債務には、この原状回復義務に係る資産除去債務3,500千円が含まれている。平成営業所の原状を回復するために支出した金額を固定資産除却損に計上しており、その金額は3,420千円である。税務上、資産除去債務及び資産除去債務に対応する除去費用に係る損金の計上は認められないため、税効果会計を適用する。資産計上される資産除去債務に対応する除去費用の当期末未償却残高の金額は、23,600千円である。
- (5) 土地の一部は、遊休資産であり、帳簿価額194,908千円であったが、正味売却価額は150,131千円である。土地に係る減損損失は、税務上損金と認められないものとし、税効果会計を適用する。当該減損損失に係る繰延税金資産は将来減算一時差異のスケジューリングが不能なため、繰延税金資産の回収可能性がないものとする。
- (6) いずれの有形固定資産も残存価額はゼロとし、減価償却計算は事業の用に供した月数により行う。なお、有形固定資産の貸借対照表上の表示は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載する方法による。

定率法を採用した場合の耐用年数に対する償却率は次のとおりである。

耐用年数	定率法償却率
15年	0.133
20年	0.100
39年	0.051

7 ソフトウェアに関する事項

残高試算表のソフトウェア勘定に関する減価償却費の計算は、下記のシステムに関する償却計算を除き適正に完了している。いずれも社内利用のソフトウェアであり、その利用により将来の費用削減が確実と認められる。なお、償却年数は5年、定額法により減価償却しており、前期までの償却計算は全て適正になされている。

システム	利用開始期間	金額	備考
販売管理	X3年3月1日	4,970千円	営業所で自動車の販売及びメンテナンスサービス業務を管理するのに使用している。
サービス管理	X6年10月1日 (予定)	5,400千円	メンテナンスサービス業務を管理する予定である。

(注) 販売管理システムの金額は前期末残高であり、サービス管理システムの金額は当期における支出額である。

8 借入金に関する事項

残高試算表の借入金勘定には次のものが含まれている。

- (1) 残高試算表の借入金勘定のうち1,500,000千円は、X4年9月30日に2,400,000千円を借り入れ、X4年12月末より3ヶ月ごとに元金150,000千円と利息を支払っている。

(2) 残高試算表の借入金勘定のうち 3,000,000 千円は X5 年 4 月 1 日に借り入れており、元金は X7 年 6 月 30 日に一括返済の予定である。利率は年 2.5 % で、借入時に利息を全額支払っており、前払費用として処理しているのみである。

(3) 上記以外の借入金は、全て契約期間が 1 年以内である。

9 従業員賞与に関する事項

従業員賞与については、X6 年 7 月の夏季賞与(支給対象期間は X5 年 12 月から X6 年 5 月まで)の支給額が 96,000 千円と見込まれており、当期に負担すべき金額を賞与引当金に計上する。税務上、賞与は支出時に損金算入されるため、税効果会計を適用する。なお、賞与引当金に対する法定福利費の会社負担額は考慮する必要はない。また、残高試算表の賞与引当金勘定の金額は、前期末残高であり、実際の X5 年 7 月の夏季賞与支払額と見込金額の差は、賞与勘定で処理する。

10 退職給付引当金に関する事項

当社は確定給付型の退職一時金制度と企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から期末における年金資産の額を控除した金額をもって退職給付引当金を計上している。また、当社は従業員が 300 人未満であり高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職給付債務及び退職給付費用の計算について原則的方法ではなく簡便法によっている。退職一時金制度においては期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度においては年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務としている。

(1) 退職一時金制度における自己都合要支給額は、前期末が 69,170 千円であり、当期末が 80,260 千円である。当期における退職一時金の支給額は 3,140 千円であり、販売費及び一般管理費(退職手当)に計上している。

(2) 企業年金制度における責任準備金は、前期末が 76,250 千円であり、当期末が 90,810 千円であった。年金資産の公正な評価額は、前期末が 34,520 千円であり、当期末が 45,170 千円であった。また、当期における退職年金への拠出金は 9,210 千円であり、仮払金に計上している。なお、年金給付支払額は 1,980 千円であった。

(3) 残高試算表の退職給付引当金勘定の金額は前期末残高である。

(4) 税務上、退職給付引当金は全額が損金の額として認められないため、税効果会計を適用する。

11 メンテナンスサービスの売上原価に関する事項

給与手当、賞与、退職給付費用、法定福利費、賞与引当金繰入額の 30 %、賃借料、支払保険料、修繕費、減価償却費、ソフトウェア償却費の 5 % をメンテナンスサービスの売上獲得に要した費用として売上原価に振り替えている。残高試算表のメンテナンス原価は、期中に振り替えた金額の合計であり、次を除き、適切に処理されている。

「6 有形固定資産に関する事項」、「7 ソフトウェアに関する事項」、「9 従業員賞与に関する事項」及び「10 退職給付引当金に関する事項」の未処理事項について上記科目の振替処理が行われていない。

12 剰余金の処分に関する事項

X5 年 6 月 17 日に開催された定時株主総会で、X5 年 3 月 31 日を基準日として繰越利益剰余

金を財源に1株当たり1,500円の金銭による配当を行うことが決議されたが、配当額を仮払金に計上したのみである。また、併せて繰越利益剰余金を財源とする20,000千円の別途積立金の積立てが決議されているが、会計処理をしていない。なお、X5年3月31日現在における発行済株式総数は10,000株であった。

13 諸税金に関する事項

- (1) 各税目とも前期末未払計上額と納付額に過不足はなかった。
- (2) 残高試算表の法人税等勘定には、法人税の中間納付額54,700千円、住民税の中間納付額19,000千円、事業税の中間納付額26,000千円、源泉徴収された所得税850千円が計上されている。
- (3) 当期の確定年税額(中間納付税額及び源泉徴収税額控除前)は、法人税が97,800千円、住民税が34,400千円、事業税が51,900千円、消費税等が42,497千円である。なお、事業税の確定年税額には、付加価値割及び資本割により算定された税額18,000千円が含まれている。
- (4) 消費税等の中間納付税額34,245千円が仮払金に計上されている。消費税等については、確定納付税額を未払消費税等に計上し、仮払消費税等と仮受消費税等の相殺残高との差額があれば、租税公課又は雑収入で処理する。
- (5) 税務上、事業税の未払計上額は損金として認められないため、税効果会計を適用する。

14 税効果会計に関する事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の貸借対照表上の表示は、相殺した純額で表示する。

